

体育専攻学生の体罰意識

宮田 和信*

A Study on Corporal Punishment Consciousness of Students in Physical Education Course

Kazunobu MIYATA*

Abstract

The purpose of this study is to clarify the corporal punishment consciousness of students in physical education course, and to apply this results into places of education. At schools in Japan, corporal punishment has increased from the latter of the year 1970, and it occurs continuously everyday and everywhere, notwithstanding the existence of decision of guiltiness.

According to results of the examination of corporal punishment consciousness, many students approve of using corporal punishment. it's afraid of this situation. Corporal punishment is behavior based on ignorance of human rights. We must eradicate it from places of education.

KEY WORDS : *Corporal Punishment, Consciousness, Students in Physical Education Course.*

1 体罰論議の背景

NHKのプロデューサー・大山義人は「体罰」に関して、「肉体的苦痛と恐怖でもって服従させる“力の論理”でおさえつけていくもの¹⁾」と言う。そしてこれは生徒間の「いじめ」「校内暴力」に通じる同じ力の論理だと言っている。

学校教育の中における体罰は遠くは奈良時代の官吏養成機関である大学（寮）において行われており²⁾、教育制度が整えられた明治時代にも当然存在した。日常的な体罰は第2次世界大戦前から行われていたと証言する人々が現在でも多く実在している。

本稿では体罰に関して大山の定義を採用する

が、体罰は力の論理を強者から弱者へ一方的に行使する、すなわち人と人の間に生起する現象を指し、暴力の場合は必ずしもそうではないとする解釈にたって論を進める。

現在の体罰や暴力の内容・背景を考えると、それは江戸時代や戦前戦後のものとはかなり異質の現象へと変容していると言われる。読売新聞解説部次長の永井順国は、昔の体罰は「特定の教師による偶発的なものが多く」、最近の体罰の特徴として「システム化、日常化、集団化、密室性」の傾向が強いとしている³⁾。昭和50年代に入ってから体罰の拡大化・一般化現象とともに校内暴力やいじめ現象も増大し、これらが相俟って教育界の病理現象を生み出してきた。そして、学校荒

廃・教育荒廃が昭和50年代後半から急激にクローズアップされたのである。

体罰・いじめ・校内暴力は昭和62, 3年頃にはピークに達した感があり, この頃には日本国中を震撼させる事件が相次いで発生した。昭和60年3月には岐阜県中津商業高校の陸上競技女子部員が, 体罰を伴う監督の厳しい指導に抗議して自らの命を断っている⁴⁾。また同年5月には「岐陽高校体罰死事件」がつくば市のエキスポランドで発生した⁵⁾。後者は, つくば万博へ修学旅行にきていた岐陽高校の男子生徒が, 禁止されていたヘアードライヤーを使用していたために, 教諭に暴行を受けて死亡した事件である。

その後も新聞等で全国的に報道される事件が相次いだ。昭和61年7月には「拓殖大学空手部集団リンチ事件⁶⁾」, 昭和63年4月には「教師がノミで生徒を刺す」事件⁷⁾, 同じく63年4月大阪で「高校生が歩行者を殴り殺す事件⁸⁾」, 昭和63年9月には第43回国体京都大会に出場する三重県選手団の「国体選手頭髪丸刈り強要事件⁹⁾」等の発生である。

このような, 体罰・いじめ・暴力の多発を憂慮した文部省は昭和63年4月の都道府県教育委員会中等教育課長会議において, 体罰など多発の現象は締めつけすぎの校則等の影響が大きいとして「細かすぎる校則見直し」の指導要請を行っている¹⁰⁾。また, 朝日新聞は昭和63年5月から7月にかけて数回「校則・体罰」特集を組んだ¹¹⁾。

体罰等の社会的現象は昭和60年から63年頃をピークに, マスコミの話題としてはやや下降線をたどりつつあるように思われるが, 事件の発生数は決して減少していないとみられる。

近く鹿児島県内の体罰等の事件をみると, 平成4年11月9日には隼人中学校の生徒の母親等が「常習体罰をやめてほしい」と, 学校と教育委員会に申し入れを行い¹²⁾, これに対し11月30日には同隼人中学校の父母等が「体罰教諭に寛大な処置を」と教育委員会に嘆願書を提出している¹³⁾。嘆願書提出の理由には「同教諭は教育熱心で, 人間味あふれた指導は生徒, 父母, 卒業生もその力を認めている。(体罰は同教諭の) 熱意の余りから

発生したと推察する。」と書かれている。この事件に関連して1年後の平成5年1月に, 鹿児島県弁護士会は「体罰が行われていた事実がある」として, 校長と教育委員会に要望書を提出, 更に体育科の教諭に勧告書を送付している¹⁴⁾。

また, 平成5年12月には鹿児島市の中学校において, 以前に体育科の教諭が「誤った指導をした」として, 2年生の男子生徒186人が, 教師を武道館に缶詰にして一列に並ばせて, 自分たちが以前に受けたものと同じ方法の土下座をさせるという事件が発生した¹⁵⁾。

平成5年9月10日付けの南日本新聞は, 同年8月に野球で甲子園大会に出場し, ベスト8まで進出した宮崎県の小林西高校の監督(31才)が8月下旬の合宿において2年生部員10人を正座させ, そのうち5, 6人に平手打ちの体罰を加え, 殴られた一人がおかしくなって病院に運ばれたことを報道した¹⁶⁾。

体罰・いじめ・暴力発生の実態を概観するとこれらの三者は密接に影響しあっており, 学校及び学校教育の荒廃を拡大させているように思われる。そして重要なことは, これらの体罰等に体育科の教諭が深く関わったり, また多数関わったりしていることである。体育科の教諭が直接関わっていない場合でも, 体育・スポーツの場での事件が非常に多い。

本来, 体育科の教諭は体育科の授業に責任を持ち校務を全うすればよい筈のものであるが, クラブ活動の指導を義務づけられたり, 生活指導を優先して担当させられたり, 集団行動の指揮者を役づけられたりする中で, 生徒との「身体を通じての接触」が多いために, 指揮命令通りにいかない場合に体罰を行使しやすい立場にある。また, 体育科の教諭は自らの過去のクラブ経験を通じて体罰を肯定しやすい体質を持っている。

全国の公立学校(小・中・高)を対象に行った文部省の「いじめ・体罰実態調査¹⁷⁾」(昭和59年)によると, 体罰ではないかと思われる事件に関わった体育科の教諭は全教諭のうち42.6%に及び, 処分・措置を受けた教諭は25才から34才までの若い教諭で58.7%を占めると報告している。体

育科教諭の体罰行使の多さが注目されている。

体育科の教諭、またはその教諭を目指し大学等で学ぶ学生等は体罰に対してどのような意識を持っているのか。またその意識の中に危険性はないのか。これを明らかにすることは今後の学校教育の中に生起するかもしれない体罰・いじめ等の発生を占う上で参考となる。本稿では、筆者が勤務していた関西地区の教育系大学（以下、K大学と呼ぶ。）で学生に対して行った意識調査（記述式）の結果に基づき考察していきたい。

2 意識調査の結果と考察

この調査は平成3年度、K大学において体育専攻学生の受講する授業「スポーツ経営管理」の時間に扱った「スポーツと体罰と体罰事件裁判」に関する問題を考えるために、学生の体罰意識を自由に記述させ、提出させたものである。設問は以下の通りであった。

ーあなたは、「体罰」（肉体に物理的制裁を加える罰。殴る、蹴るなど有形力を用いるものや、長時間正座させたり、直立姿勢を保持させたりするものがある。ここでは特にスポーツ場面に見られる体罰を想定する。）についてどのように考えますか。意見を聞かせてください。文章の中に、自分が過去に受けた経験、他者のを目撃した経験などを交え、それを経験することによってあなたの体罰に対する考え方がどのように変化したかを含めて解説してください。また、あなたは体罰に対して反対なのか、賛成なのか、あるいは条件付きで賛成なのか、その点に関してもその理由を付して明らかにしてください。

この課題に46名の学生（男子30人、女子16人）が回答した。選択肢等設定によるアンケート方式ではないので、集計が主観的になる恐れもあるが、以下に報告するような方式でまとめることによって考察し、大方の傾向は把握できたと考える。

（1）体罰体験の状況と意識

①自ら受けた体罰体験の有無

表1 自ら体罰を受けた体験

		男子 N = 30	女子 N = 16	計 N = 46
有	実数	22人	13人	35人
	比率	73%	81%	76%

表1の通り、男子73%、女子81%、計76%の学生が過去に体罰を受けた経験があるとしている。4人に3人は体罰を受けていることになる。自由記述式なので、書いていない体験者を含めるとこの比率はさらに大きくなる可能性がある。男子よりも女子のほうが多く体罰を経験しており、体罰は男女の区別なく行使されている実態がある。「体罰を受けた経験がない」とする学生は男女ともに2人ずつ、計4人であった。

表2 他者の体罰目撃体験

		男子 N = 30	女子 N = 16	計 N = 46
有	実数	14人	8人	22人
	比率	46%	50%	47%

②他者の体罰目撃体験

過去に他者が体罰を受けることを目撃した学生数は表2に掲げる通りであった。男子46%、女子50%、計47%の学生が他者の体罰を目撃している。

表3 どのようなときに体罰を受けたか

男 子	女 子
○忘れ物をしたとき（多数） ○校則違反をしたとき ○規律を破ったとき ○授業中 *体育の授業におくれたとき *体育の授業中ドラダラしていたとき *クラブのとき（多数） *クラブでミスしたとき（多数） *クラブでミスを連続したとき	○宿題を忘れた ○忘れ物をしたとき *体育の授業中 *クラブのとき（多数） *クラブで失敗・ミスしたとき（多数） *クラブに遅刻したとき *チームプレーがうまくできなかったとき

*クラブで声が小さいとき *クラブでチームの雰囲気を乱したとき *クラブの試合で負けたとき *クラブの試合中 *スイミングスクールで他のメンバーに迷惑をかけたとき *クラブで勝手な行動をとっていたとき	
---	--

*印は、体育・クラブ関係、○印は、その他。

③どのようなときに体罰を受けたか

自らの体罰経験がどのようなときに行われたかについての集計結果を、表3に示した。授業やクラブ活動に遅れたときや、クラブ活動でミスしたとき、あるいはプレーがうまくできなかったとき、試合に負けたときなどに体罰を受けていることが

分かる。特に複数者が答えているのはクラブ活動中に体罰を受けている実態である。遅刻したら体罰、失敗したら体罰、試合に負けたら体罰、行動が緩慢なら体罰…という構図がここでは浮かび上がってくる。

表4 どのような方法で体罰を受けたか

男 子	女 子
*叩かれた *蹴られた *グラウンドを走らされた *平手うちされた *正座させられた *3時間正座させられた *直立させられた *頭を叩かれた(ビンタ) *先生のヒゲで頭をなでられた *バットの柄で頭を叩かれた *どつかれたり、蹴られたりした *板で尻を叩かれた *丸坊主にさせられた *下着一枚で授業を受けさせられた *水を飲ませてくれなかった	*教室の前に立たされた *平手で叩かれた *叩かれた *うさぎとび何回— *水を飲むな *倒れるまでしごかれた *竹の棒で叩かれた *ビンタ(頭を叩かれた) *スリッパで叩かれた *げんこつで叩かれた *腕立て伏せ100回 *髪の毛を引っ張られた *正座させられた *ボールをぶつけられた *過度の練習をさせられた *蹴られた *つねられた *クラブ中立たされた

④どのような方法で体罰を受けたか

どのような方法で体罰を受けたかに関する結果が表4の通りである。平手やげんこつで叩かれたり、つねられたり、蹴られたり、あるいはバットやスリッパ、竹の棒などで叩かれたり、長時間の正座や過度の練習を科せられるなど、さまざまな方法がとられている。体罰の行使そのものがすでに人権無視の行為であるが、「水を飲まさない」「丸坊主にさせる」「下着一枚で授業を受けさせ

る」などの体罰は非常に特徴的で、人権無視の最右翼に位置づけられる制裁方法であろう。女子の「髪の毛を引っ張る」体罰はクラブ生活の継続に影響する制裁方法であるかも知れない。事実、これを書いた女子学生は中学時代に陸上競技部に入っていたが、顧問教諭の体罰に耐えかねて退部してしまった。そして“このような教師にはなると決意してK大学に入学した”と記述している。

表5 体罰を受けたことによってどのように変容したか

	男 子	女 子	計	受 け 取 り 方
①体罰を受けた経験のある者	22人	13人	35人	
②上記①のうち「よい方向へ向った」 または「悪い結果には向わなかった」と感じている者	8	5	13	♀いい経験になった ♀青春の思い出になった ♀体罰とは感じなかった ♂成長した ♂自分の落ち度だった ♂別に何とも感じなかった ♂受けて当然。体罰とは感じなかった ♂納得した ♂自分が悪く苦にならなかった ♂野球が上達した
③上記①のうち「悪い方向へ向った」 または「よい方向へは向わなかった」と感じている者	7	5	12	♀いやな思い出である ♀ショックを受けた ♀くやしかった ♀情けなかった ♂クラブをやめたかった ♂暗い思い出となっている ♂あれは見せしめだった ♂腹がたった ♂解決しなかった
④「よい方向へも向った」「悪い方向へも向った」と感じている者	2	1	3	♂納得したこともあったが腹がたったこともある ♂納得いくこともあったが腹いせに行われたときには納得いかなかった
⑤不明の者（無記入の者）	5	3	8	

⑤体罰体験後の変容

体罰を受けた経験のある者35人が、その体験をどのように感受し過去に至っているか。これに関する結果は表5に示す通りである。「よい方向へ向った、または悪い結果には向わなかった」と肯定的に感じている者が13人で、「悪い方向へ向った、またはよい方向へは向わなかった」と否定的に感じている者が12人、「よい方向へも向ったし、悪い方向へも向った」と感じている者が3人であった。この結果からは、体罰の経験によってよい方向へ向う者と、悪い方向へ向う者の数はほぼ

同じと見てよい。体罰を肯定的に感じる者は「自分の落ち度だから」と納得したり、苦に感じなかったり、また体罰が「技術（野球）の上達に役立った」と感じている。そして後世になって「青春の（いい）思い出になった」と感じるようである。逆に体罰を否定的に感じる者は体罰を受けた結果「クラブをやめたい」と思ったり、「見せしめで腹が立つ」と感じたり、「精神的なショックを受け」ているようである。当然後世になってからは「暗い思い出」になってしまっている。そして「体罰では物事が解決しない」と感じるのである。

表6 体罰に対する賛否意見

賛否の程度	男子 N = 30	女子 N = 16	計 N = 46
積極的に肯定する者	3人	0人	3人
肯定する傾向の強い者	6人	1人	7人
条件付で肯定する者	9人	4人	13人
否定する傾向の強い者	5人	6人	11人
積極的に否定する者	7人	5人	12人
	18人 (60%)	5人 (31%)	23人 (50%)
	12人 (40%)	11人 (69%)	23人 (50%)

(2) 体罰に対する賛否意見

体罰に対する賛否の意見をまとめたのが表6である。男子は60%の者が体罰に肯定的であるが、女子は逆に否定的な者が約70%で、肯定的な者を上回っている。男女計では体罰を肯定する者と否

定する者の比率が等しい。体罰を積極的に肯定する学生は男子に多いようである。

本稿の巻末に、表6に分類した「積極的に肯定する者」「条件付で肯定する者」「積極的に否定する者」の代表的な意見を資料(①～③)として付した。

表7 体罰を否定する理由

男子	女子
*両者の間にますます溝を作る *両者の間に一生消えない傷(心身ともに)をつくる *体罰の効果は皆無に等しい *精神的ダメージが大きい *体罰は無責任 *個人を縛り、自主性を奪う *体罰で威厳を保つというのは間違い *あまり役にたたない *ケガをすることがある *体罰では何も解決されない *体罰は無意味。「みせしめ」である *体罰は相手を人間として見ないことに起因する *体罰を受けた人間はいつもびくびくするようになる *人間形成によくない *自らは何もできない人間をつくる *スポーツは自己満足のために行なうもので、他者から強制されるものではない *体罰後の悪影響が大きい *体罰を受ければすむという悪循環を生み出す	*かえって反抗心が生まれる *ますます悪くなる *体罰によってよくなるという科学的根拠がない *叩かれてやる人間は考えることのできない人間である *お互い気分が悪い *辛さの分だけ憎しみや反発を感じる *体罰で物事は解決しない *体罰によって理解することにはならない *感情的な体罰は指導者の力不足である *感情的な人間は指導者としてふさわしくない *スポーツの場では余計緊張し、プレーがちこまる

(3) 体罰を否定する理由

体罰を否定する者（「否定する傾向の強い者」と「積極的に否定する者」の計。表6によると男女で23人）の理由についてまとめたのが表7である。男女を通じてさまざまな理由が述べられているが、「体罰で威厳を保つというのは間違い」「体

罰は相手を人間として見ないことに起因する」

「(体罰の結果) 自らは何もできない人間をつくる」「体罰では何も解決されない」「スポーツは自己満足のために行うもので、他者から強制されるものではない」「体罰によってよくなるという科学的根拠がない」「感情的な体罰は指導者の力不足である」等が特徴的な意見である。

表8 体罰肯定派の「体罰を肯定するときの条件・理由等」

男 子	女 子
*指導者や教師が真剣で、愛情をもって接しているなら *両者に信頼関係があるなら *お互いの気持ちが通じておれば *肝心なとき *口でぐちぐち言う先生はかえって嫌われる *見て見ぬふりをする両者の信頼関係がそこなわれる *スキンシップとして *何回言ってもきかない場合 *悪いことをしたらそれなりの制裁があっても当然 *殴ることで何かを気付かせられたら *口で言っても分からない場合 *本当に必要な場合 *どうしてもない者には… *親しみのこもったものなら *体罰がないとクラブはだらけたものになる *常識はずれのことをした場合 *その場で行うのではなく、別の場所で行うなら *限度やルールを守れたら(体罰を行使してよい) *精神的に舞い上がっているのを我に戻す場合 *小学校低学年等、判断力がない場合 *自分に落ち度がある場合 *受ける者が完全に悪い場合 *体罰によって威厳を保つ *体罰より言葉の暴力のほうがあとまで持続する *言葉の暴力のほうがよほどひどい *お互いの気持ちが通じておれば *殴られても仕方がないとき *体罰に文句を言う奴は成功しない *意味のあるものなら *受ける者が納得できるものなら *集団をまとめるため *殴る痛みの分かる人にするため *家庭でわが子を殴らないところに問題がある	*スポーツの場で矯正のために用いる。これは体罰ではない *指導者が感情的ではなく冷静なとき *時、場所、程度の使い分けがあるなら *体罰によって向上することができるなら *後に引きずるようなものでないなら *どうしてもいけないことだと分からせる必要があるとき *事件になる可能性がないなら *無駄でないものなら *意味(効果)を持つ体罰なら *体罰する相手を信用しているなら *心が通っているなら *両者に信頼関係があるなら *命にかかわるような場合なら *受ける者がその体罰の意味を理解しているなら *無視されるより叩かれたほうがよいときもある *口で言っても分からない場合 *悪いことを悪いと分からせる必要がある場合 *教師の個人的感情でない場合 *あらゆる手を尽くしても分かってくれない場合 *目を覚まさせることができるなら *自分の悪さに気付かせるものなら *生徒のためを思うただ一度きりのもの

(4) 体罰肯定派の体罰を肯定するときの条件・理由等

体罰を積極的に否定する者(表6によると男女計12人)以外の者は何らかの条件・理由をつけて体罰を肯定しているが,ここでは「否定する傾向の強い者」から「体罰を積極的に肯定する者」まで含めて,計34人を体罰肯定派としてとらえ,これらの学生の「体罰肯定理由・条件」を抽出してみた(表8)。ここでも,体罰を否定する理由と同じようにさまざまな項目が見られるが,体罰を否定する理由よりも肯定する理由・条件のほうがはるかに多数にのぼっているという特徴が指摘される。ここには体罰を論じ肯定するときに見られる一般的な理由・条件がすべて含まれていることに加えて,体育・スポーツに関係している学生たちの特徴的な意見も多数見られる。一般的な理由・条件としては,

- ・真剣で愛情があるなら
- ・スキンシップとして
- ・自分に落ち度がある場合には
- ・お互いの気持ちを通じておれば

- ・受ける者が納得するものであれば
- ・本当に必要なときには
- ・感情的でなければ
- ・口で言っても分からない場合には
- ・悪いことを悪いと分からせる必要があるとき
- ・生徒のためを思っているのなら
- ・事件になる可能性がないなら
- ・目を覚まさせることができるなら
- ・常識はずれのことをした場合

などが上げられ,体育・スポーツ専攻学生に特徴的な理由・条件として,

- ・スポーツの場で矯正として用いるものは体罰ではない
- ・クラブがだらけけないために
- ・集団をまとめるために
- ・体罰に文句を言うやつは成功しない
- ・口でぐちぐち言うより体罰を
- ・精神的に舞い上がっているのを我に戻すなどが上げられる。「家庭でわが子が殴らないところに問題がある」として,教育の場で体罰を肯定してもよいとする意見はきわめて特徴的なものと言える。

表9 体罰肯定派の「肯定する体罰の内容・程度等」

男 子	女 子
*やりすぎないもの, 行きすぎのないもの, 度がすぎないもの *用い方に誤りのないもの *ビンタや正座 *ボンと軽く頭を叩く程度 *頭をボカンと打つくらいはいい *殴ったり蹴ったりはなるべくしない *顔をしばく *ケガをしない程度のもの	*度がすぎないもの *スポーツ指導の場面で腕や腰を軽く叩く (これは体罰ではない)

(5) 体罰肯定派の肯定する体罰の内容・程度等

体罰を肯定する学生はどのような内容のものを肯定しているか。その結果は表9に示す通りである。多くの学生は,「やりすぎないもの」「ビンタや正座」「ケガをしない程度のもの」「ボンと軽く頭を叩く程度」の意見に見られるように,軽微な

体罰を肯定している。過度の体罰を肯定する者は見られない。これらは体罰を行使する以前に見られる健全で常識的な意識と考えられる。教諭やスポーツの指導者がはじめから体罰を受ける者にケガが必然的に発生することを想定して体罰を行使することなど考えられないからである。

3 体罰肯定派の論理に潜む危険性

体育専攻学生を対象にしたK大学の意識調査で得られた「体罰に対する賛否意見」の結果(表6)は、男女別では男子のほうに肯定派が多く、女子には否定派が多いが、男女計では肯定派・否定派ともに50%という数値を示した。この結果は、NHKが昭和60年11月末に北海道や福岡など9都道府県の中学校教諭(教科目不問)を対象に行ったアンケート結果¹⁸⁾(体罰肯定派48%、体罰否定派55%)とほとんど一致するものである。NHKの調査では「体罰を絶対用いるべきではない」が10%であったが、K大学では「体罰を積極的に否定する者」が26%に及んでいる。このことはK大学における体罰に対する意識の健全性を物語る一端を示すと解釈したい。しかし、体罰を条件付で肯定する者や積極的に肯定する者が50%存在するのであり、この数値は決して低いものではない。これらの学生は将来体育教諭・指導者となった場合に現実に体罰を行使するのではないかと危惧される。過去に自ら体罰を受けた経験が「いい思い出になった」とする者や「技術が上達した」とする者、あるいは「自分の落ち度だから何とも感じない」とする者が多数存在することは、自らの経験を肯定的に受けとめ体罰を容認しながら次の世代に体罰行使を伝えていく可能性があることを示唆している。

体罰肯定派の「体罰を肯定するときの条件・理由等」を、仮説の域を出ないが、以下のように8つに分類してみた。

- 第1タイプ：強圧・矯正型…口で言っただけのとき、等。
- 第2タイプ：体罰解決型…口で言うより体罰を、等。
- 第3タイプ：威厳保持型…体罰によって威厳を保つ、等。
- 第4タイプ：責任転嫁型…家庭でわが子を殴らないところに問題がある、等。
- 第5タイプ：愛情型・スキンシップ型…両者に信頼関係があれば体罰は愛のムチである、等。

第6タイプ：効果期待型…生徒のためを思って、等。

第7タイプ：安全見通し型…事件になる可能性がないなら、等。

第8タイプ：最終手段型…生徒のためを思うただ一度きりのもの、等。

体罰肯定あるいは体罰行使の理由が上記のタイプのどれか一つに位置づけられるわけではなく、重複することもある。むしろそのほうが多いと考えられる。

体罰行使の裏に「体罰は愛のムチである」とか「体罰はスキンシップである」とか美辞麗句で責任転嫁されることがあるが、いずれにしても体罰は強者が弱者に与える非文化的な物理的制裁に他ならない。体罰行使にあたってどのような理由があるにしても、また体罰を受けた結果「何かに気付く」また「目をさます」ことができた人が存在しても、体罰を与える者は体罰を行使する時点において冷静になれる筈がなく、また、よい結果が出ることを見通すことができるわけではない。

「冷静であれば体罰を行使してよい」とする理屈の裏には「冷静であれば体罰など行使する必要はない。口で説得すればよい」という理屈が存在する。また「相手のためを思って、冷静にかつ真剣に」行使した体罰で相手はケガをするかも知れず、ひどい場合には裁判ごたになるかも知れない。

体罰の結果は、体罰が行使された結果において初めて明らかになる。先に上げた昭和60年につくば市で起きた「ヘアードライヤー事件」で体罰を行使したA教諭に対する生徒評は「普段は非常におとなしく、殴ったりは絶対にしない、やさしい先生」だった。また、平成4年11月に鹿児島県の隼人中学校で起きた、体罰教諭に対する「常習体罰をやめてほしい」とする申し入れ事件¹⁹⁾では、逆にこの教諭を擁護しようとした父母たちによって「同教諭は教育熱心で、人間味あふれた指導…、熱意の余りから発生…²⁰⁾」などと評価されている。この教育熱心で人間味あふれた教諭が常習的に体罰をふるっていたという事実。このような事実は普段は生徒を殴ったりしないやさしい先生でも、いざ体罰をふるうと死亡事件へと発展したり、あ

るいは生徒のためを思う熱意の余りから行使された体罰が大きな事件へと発展していくことを示す好例であり、体罰行使の結果を予想することは困難であることを示唆している。

4 結 語

学校教育法第11条には次のように規定されている。「校長及び教員は、教育上必要があると認めるときは、監督庁の定めるところにより、学生、生徒及び児童に懲戒を加えることができる。ただし、体罰を加えることはできない。²¹⁾」

学校教育においては体罰が禁止されているにも拘らず体罰は現在もなお行われ、時に新聞紙上等を賑わす。そして体罰事件とともに「いじめ」や「校内暴力」も並行して発生しているのが実情である。

文部省は平成5年12月27日に平成4年度の「生徒指導上の諸問題」の調査結果を発表した²²⁾。これによると、「中学校で6年連続して減少していたいじめが増加に転じ、校内暴力の発生件数もこの10年間で最悪となるほど深刻な状況になっている」ことが分かり、「荒れる中学」の実態が明らかにされた。

体罰やいじめはなぜ根絶できないのか。それは教諭や指導者に体罰を肯定する意識が存在するとともに、「適切な体罰」なら容認する土壌が存在するからである。昭和51年5月12日に発生した水戸市の「第5中学校教員生徒殴打事件²³⁾」では、生徒を殴って死に至らしめた女教諭が第1審では「私憤による体罰」として有罪の判決を受けたが第2審では無罪となった。第2審では「教員の行為は教育活動の一環として法律内で認められた範囲内のもので、暴行罪は成立しない」との判決が出された。この裁判結果が「法律の範囲内で認められる体罰」としての前例を作り、体罰事件での被告を擁護し、教育の場で体罰を容認する土壌を形成していると考えられる。

「体罰の中にも許されるものがある」という判例があったとしても、それはあくまでも体罰行使後の結論から判断しなくてはならないのであって、体罰を行使する者に余程の冷静さと体罰行使

後の結果の見通しがなければ「許される範囲内で体罰を行使してよい」ということにはつながらない。体罰行使の結果は当然ながら、体罰行使後でなければ判明しない。この視点を体罰肯定者は忘れてはならない。結果についての100%の予測が不可能な限り、体罰は行使しないことである。

K大学の体育専攻学生たちは、全国の現職教諭と同じく体罰肯定意識を持っており、将来教職に就いたときの危険性が予想される。

奈良女子大学の丹羽劭昭教授は次のように言っている。「強い者が弱い者に暴力（物理的強制力）をふるうことは最も恥すべき行為であり、野蛮な行為と考えられる。運動部の練習場面でよくみられるバ声やボールをぶつけてしごくような行為は、客観的にみた時、およそ文化的な行為とは思われない²⁴⁾。」体育・スポーツ関係者は銘記すべきである。

【参考資料】体罰に対する賛否の程度別意見

①「積極的に肯定する者」を代表する意見

指導者側からすれば、何回言ってもきかない生徒などについては体罰へなっていく傾向へ行くとと思う。しかし生徒側からすれば、体罰など受ければ余計に反発したくなる傾向へ行くとと思う。とりあえず、注意されたらその場しのぎで言うことをきいて、その場を離れたらその注意も聞かず行動をとってしまう。

こういうことは指導者側からすれば、どうしようもできない。何回言っても注意を聞かないとなれば、体罰へ行つて、これでもかといわんばかりに体罰をしてしまう。反抗期の子供たちにとってはそれが余計に反抗の対象となり、余計に注意を聞かなくなる。

こういうふうには、これの繰り返しだと思う。僕が指導者側だと、やはり何回注意してもきかない生徒には体罰をしたいし、体罰以外いい方法は見つからない。しかし生徒側の立場になると体罰を受けるとよけい反発してしまう。自分で悪いことしたなあと思うと、1回の注意ですんなり注意を受けるが、自分で納得しなかったら、何ば体罰を

受けようとも直さないと思うし、反対に指導者側に反感を持つと思う。

したがって体罰というのは非常に難しい問題であると思う。両者にもお互いに言い分があると思うし、お互いに自分の意志でやっているものだから、どうこういう問題であるかどうか分からない。

②「条件付で肯定する者」を代表する意見

私がスポーツの中でみてきた体罰というのは、有形力を用いるものではなく、単なる罰であった。小学校のとき、全国レベルのチームの中でやってきたが、その時でもうさぎとびコート何周(シュートをおとすごとに)や、15分のしごきのマンツーマンのディフェンス(倒れるまでやる)など、かなり無理なものが多かった。でも私達が一番恐れていたのは「やる気がないなら帰れ」のひとつことで、罰よりも見捨てられることであった。それも指導者の手のひとつであったのだと今思うが、小学生のころ体罰というものに関しては、それほど恐いものではなかった。無理な罰のためにスポーツ障害を起こしたのも、その頃の考え方の問題であり、「水を飲んではいけない」「グラウンド～周」というのは、その時はまちがっている知識だと分かっていたし、仕方がない。

中・高を通して普段の生活における殴る蹴るはあったが、スポーツにおいては見た覚えがない、ただ行為がクラブに影響する場合は除く。クラブでのめごとがあった時、犯人が見つかるまで正座(1時間)とか、試合放棄(シード校だった)とか、外周30周という罰があったが、なぜそれをやらされたのか忘れてしまった。分かってなかったのかもしれない。

どうしても生徒にいけないことだと分からせるために、手がでてしまうことはある程度まではしようがないと思う。しかし問題になるほどの事件となる可能性もあり、やはり法律的にやってはいけない。反対である。しかし殴られたりする理由を生徒も十分にわかっていて認めるのなら親にいたりもしないだろうし、納得のいく部分はあるように思う。

なんといっても指導する立場にたったとき、子

どもの気持ちを理解すること、なぜ罰を与えているのか理解させることが大切だとも思う。私はやっても無駄だと明らかに分かる体罰は絶対にしたくない。

③「積極的に否定する者」を代表する意見

私は反対です。過去の実験からいくと、体罰を受けて(心の)反省をした覚えはなく、体罰のつらさの分だけ、憎しみや反発を感じていたように思うからです。

私の受けた体罰は小学校から始まり、現在に至っています。受けた相手はクラスの担任の先生、クラブの先生、そして自分の親です。

教師による体罰は、小学校高学年から中学1年まで受けました。殴る、蹴る、髪の毛をひっぱる、つねる、棒でたたく etc …。

たしかに体罰が恐くて命令に従ったこともありますが、それでいいもののでしょうか？ 私はかつて中学時代、陸上部に入っていましたが、その顧問の先生がひどいもので、その日の自分の気分で体罰を加えてました。毎日毎日私達は先生の顔をうかがってびくびくしてました。走っているというより走らされているといった感じで…。それに耐えられなくなり、結局は退部してしまいました。その後、自分で走ってましたが、その方がどれだけ楽しく走れたことか。その頃からですね。自分が体育教師になろうと思ったのは。

とりあえず体罰を受ける方もする方も気分はよくないですね。

参考・引用文献

- 1) NHK取材班、今橋盛勝：「はじめに」、『体罰』、日本放送出版協会、1986、P.2
- 2) 江森一郎：『体罰の社会史』、新曜社、1989、P.6
- 3) 永井順国：『体罰と体育教師』、『体育の科学』第36巻4号、体育の科学社、1986、PP.255～256
- 4) 前掲書 1) 『体罰』、P.34
- 5) 朝日新聞：昭和60年5月10日付夕刊
- 6) 朝日新聞：昭和61年7月2日付夕刊
- 7) 朝日新聞：昭和63年4月23日付朝刊
- 8) 朝日新聞：昭和63年4月23日付朝刊
- 9) 朝日新聞：昭和63年9月3日付朝刊

- 10) 朝日新聞：昭和63年 4 月25日付朝刊
- 11) 朝日新聞：昭和63年 5 月31日付朝刊
 - 6 月 1 日付朝刊
 - 7 月 5 日付朝刊
 - 7 月 6 日付朝刊
- 12) 南日本新聞：平成 4 年11月10日付
- 13) 南日本新聞：平成 4 年11月31日付
- 14) 南日本新聞：平成 5 年 1 月 3 日付
- 15) 南日本新聞：平成 5 年12月18日付
- 16) 南日本新聞：平成 5 年 9 月10日付
- 17) 学校体育編集部：「いじめ・体罰の実態－文部省・法務省調査より」,『学校体育』第39巻 8 号, 日本体育社, 1986、PP.60 ～66
- 18) 前掲書 1) 『体罰』, P.209
- 19) 前掲新聞 12)
- 20) 南日本新聞：平成 4 年12月 1 日付
- 21) 文部省体育局監修：『体育・スポーツ指導実務必携 平成 4 年版』, ぎょうせい, 1992、P.22
- 22) 南日本新聞：平成 5 年12月28日付
- 23) 前掲書 1) 『体罰』, P.183
- 24) 丹羽劭昭：「現代の学校がかかえている諸問題と学校体育」,『学校体育』第39巻 8 号, 日本体育社, 1986、P.20